

処分基準

令和7年3月12日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の7
処 分 の 概 要：競りの中止命令
原 権 者（委任先）：茨城県警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 出品された古物について、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該古物に係る競りの中止命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：